

廿日市市公式ホームページ「はつかいち市民時計」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民等が自ら撮影した写真を廿日市市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）内「はつかいち市民時計」（以下「市民時計」という。）に掲載することで、地域に対する愛着心を醸成するとともに、協働による情報発信の強化及び市ホームページの利用の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「市民等」とは、廿日市市内に在住、在勤、在学している者をいう。

2 この要領において「投稿者」とは、市民時計に自身が撮影した写真を投稿する者をいう。

(投稿者の対象)

第3条 投稿者は、市民等のうち、市民時計への写真投稿が可能な者とする。

(投稿者の負うべき責務)

第4条 投稿者は、自身が投稿する写真に関する事項について一切の責任を負う。

2 投稿者は、自身が投稿する写真に個人の情報がある場合は当人の同意を得る。

3 投稿者は、自身が投稿する写真が第三者の権利を侵害するものではないことを市長に対して補償する。

4 第三者から、自身が投稿した写真に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、投稿者の責任及び負担において解決する。

(掲載可能な写真)

第5条 市民時計に投稿できる写真は、投稿者本人が撮影したものに限り、市の魅力をアピールできる風景や行事等の写真又は市民等の写真であることとし、写っているものが明確であるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められた写真は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 営利を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張が認められるもの
- (7) 他人を誹謗中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 個人又は法人の広告目的であることが認められるもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (12) 被写体の許諾を得ていない等、著作権又は肖像権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 被写体の個人情報特定されるおそれのあるもの
- (14) 閲覧者の判断に誤誘又は錯誤を与えるおそれのあるもの
- (15) テーマに沿っていないもの
- (16) 合成写真であると認められるもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、掲載する内容として不相当であると市長が認めるもの

3 写真の形式は、J P E G形式のデジタルデータのみとし、ファイルサイズは800KB以上2MB以内でカラーのものとする。

(投稿写真の取扱い等)

第6条 市長は、投稿された写真について掲載枠に合わせサイズ変更若しくはトリミング又は見やすさを優先した加工等の調整をすることができる。

(掲載の決定)

第7条 市長は、投稿者から投稿された写真について、掲載の可否を決定

する。

2 市長は、掲載の可否を決定したときは、決定した日から起算して3日以内に投稿者に連絡する。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、写真の掲載後、内容が適当でないと判断した場合、掲載を取り消すことができる。

(著作権)

第9条 投稿写真の著作権は投稿者に帰属する。ただし、市は、市ホームページ及び広報紙等の刊行物への掲載、複製、印刷、展示等、投稿写真を使用する権利を保有するものとする。

2 投稿された写真データは原則返却しない。

(投稿料等)

第10条 投稿者に対する投稿料等は支給しない。

(投稿方法等)

第11条 投稿者は、市ホームページ上の「はつかいち市民時計写真投稿フォーム」から投稿する。

2 投稿者は、「はつかいち市民時計写真投稿フォーム」に次の事項を記載し、応募する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 写真のキャプション（撮影日時・撮影場所など）

(庶務)

第12条 市民時計に関する庶務は、経営企画部経営政策課において処理する。

(実地規定)

第13条 この要領に定めるもののほか、市民時計に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。